平成30年 宜野湾市教育委員会第4回会議録

教育委員石川正信

開催日時:平成30年3月28日 開会14:00 閉会16:50

開催場所: 宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員:知念春美教育長、平良明子教育長職務代理者、諸喜田徹委員、

大城進委員、石川正信委員

出席職員

【教育部】教育部長 島袋清松、教育部次長 桃原忍子

(総務課)教育企画係長 城間香代子、教育企画係主事 宮竹紗弓

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 伊佐英明

(指導課) 指導課長 加納貢、指導係幼保連携担当主査 村山理絵

(学務課) 助成係長 德田千賀子、助成係主任主事 松元典子

議事日程

議案第4号 平成30年度教育委員会(管理職)人事異動について

議案第5号 平成30年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について

議案第6号 平成30年度課長級嘱託職員の人事選考について

議案第7号 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 について

議案第8号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第9号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第10号 宜野湾市学校運営協議会規則の制定について

- ○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数を達しております。ただいまから、平成30年第4回宜野湾市教育委員会定期会を開会いたします。本委員会で審議します案件は7件となっております。本日の会議録署名人は、石川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。2月20日開催の第2回臨時教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は大城教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き承認して頂きたいと存じます。よろしいでしょうか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ただいま、第2回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。後ほど、大城委員には署名をお願いいたします。なお、第3回の会議録につきましては、準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと存じます。
- ○知念春美 教育長(教育長諸般の報告)それでは、審議に入ります前に、教育長諸 般の報告を行います。2月23日(金)、まちでニッコリあいさつ・声かけ運動を、 志真志小学校校門前で行いました。その後、定例市議会一般質問割振り会議がござ いました。25 日(日)、第14回創作市民劇「謝名」の上演会を鑑賞いたしました。 翌日26日(月)、第412回宜野湾市議会定例会本会議にて、施政方針、案件上程、 説明等々がございました。3月1日(木)、同じく市議会本会議にて、案件に対する 質疑、委員会付託等が行われました。同日、平成29年度研究教員の宜野湾市研究成 果報告会に参加いたしました。2日(金)、宜野湾市の校務研究会「分散会」に出席、 4日(日)、普天間第三区自治会「生年合同祝い」に出席、翌日5日(月)、しまく とうば講師養成プログラムの第1回検討委員会に出席いたしました。9日(金)は、 市議会で、この日から予算審議が14日までの4日間に亘って行われました。同日、 官野湾市立普天間小学校2年生から官野湾市への感謝の花の贈呈式で、市長表敬に 同席いたしました。10日(土)、平成29年度第32回宜野湾中学校卒業式に参加し、 教育委員会告辞を行いました。それぞれの委員の皆様も、各中学校卒業式へのご参 加ありがとうござました。15日(木)、市議会の一般質問が始まり、23日までの6 日間、16名の議員から約30項目の質問事項が教育委員会にございました。17日(土)、 絵本とわたしの物語展オープンセレモニーに出席いたしました。22 日 (木)、平成 29 年度嘉数小学校卒業式へ出席し、教育委員会告辞を述べたところでございます。 それぞれの委員もまた、小学校卒業式へのご参加ありがとうございました。25日(日)、 SMILE by SNOW projectということで、普天間第二小学校で網走 の子どもたちが集めた北海道の雪の贈呈式がございました。翌日26日(月)、この 日が宜野湾市議会の最終日でございました。27 日 (火)、県の石川聡参事官と中頭 教育事務所の徳村永盛所長が退職の御挨拶に、本市教育委員会にお越し頂いており ます。同日、教育研究所研究教員・特別実務研修員の退所式、修了式があり、参加 いたしました。そして本日28日(水)、平成30年度第4回 宜野湾市定例教育委員 会となっております。以上が、教育長の諸般の報告といたします。休憩します。

- ○知念春美 教育長 再開します。本日は7件の議案がありまして、17時までの予定となっております。1議案につき、約15分程度となるよう議事の進行にご協力をお願いいたします。
- ○知念春美 教育長 それでは、日程1「議案第4号 平成30年度教育委員会管理職人事異動について」を議題といたします。本議案は、人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。審議を非公開といたしますことに、ご異議ありませんでしょうか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程1議案第4号は非公開といたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。
- ○島袋清松 教育長 それでは議案書の別冊1頁をお開き下さい。 議案第4号「平成30年度教育委員会管理職人事異動について」

平成30年度教育委員会管理職人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号に基づき教育委員会の議決を求める。平成30年3月28日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。平成30年度教育委員会事務局職員管理職の人事異動を実施するにあたり、教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。

<非公開審議>

- ○知念春美 教育長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「平成30年度教育委員会管理職人事異動について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。 これにて「平成30年度教育委員会管理職人事異動について」を終了いたします。休 憩します。
- ○知念春美 教育長 再開します。続きまして日程2「議案第5号平成30年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○島袋清松 教育部長 それでは、平成30年度教育委員会政策事業一覧、資料綴りは 2つご準備をお願いしたいと思います。それでは議案書、表紙を含めて3枚めくっ ていただきまして、1頁をお願いいたします。

議案第5号「平成30年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について」 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定 に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し教育委員会の承認を求め る。平成30年3月28日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。2頁をお 願いします。臨時代理書でございます。臨時代理書。平成30年度宜野湾市一般会計 予算について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会を開催する暇 がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 4条の規定により、臨時代理する。平成30年2月23日 宜野湾市教育委員会 教 育長 知念春美。

記、以降を読み上げます。平成 30 年度宜野湾市一般会計予算として、次の経費を 宜野湾市長に対し要求する。歳入歳出予算。第1条 教育関係歳入予算の総額は、 歳入予算 2,934,723 千円、歳出予算 6,748,804 千円と定める。 2 項 歳入歳出予算 の款項の区分及び当該区分毎の金額は、第1表歳入歳出予算による。債務負担行為。 第2条 地方自治法昭和 22 年法律第 67 号第 214 条の規定により債務を負担する行 為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。地 方債。第3条 地方自治法第 230 条第1項の規定により起こすことができる地方債 の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によ る。

新年度予算の事項別明細書につきましては、議案書の6頁から70頁に跨って、かなりボリュームがございますので、予算の説明としましては、歳入歳出とも3頁の第1表の歳入歳出予算、款項の区分毎に本年度30年度と前年度29年度の比較がございますので、その比較の増減の主だった要因の説明と、次の4頁第2表の債務負担行為の説明を申し上げます。それから別冊のご準備をお願いします。水色の表紙、別冊でお配りしている「平成30年度教育委員会政策事業一覧」から主な政策事業のご説明を申し上げて、予算の説明にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3頁の第1表、歳入歳出予算をご覧いただきたいと思います。まず左の表が歳入予算です。歳入予算の款項の区分毎に、本年度予算、前年度予算の額が示されております。表の右端が比較増減の額となっております。右側の歳出予算も同様に、款項の区分毎に、本年度、前年度の表示、そして、右端が比較増減額になっております。それでは、左側の歳入の方から、ご説明申し上げます。まず12款の分担金及び負担金でございます。前年度の2,128千円に対し、今年度は2,120千円で、8千円の歳入減となっております。次の13款の使用料及び手数料でございますが、前年度68,050千円に対し、本年度は69,351千円で1,301千円の増となっております。増額要因としましては、市民会館使用料において、平成29年度は、音響機

器改修工事により、5月から7月までの間、市民会館の貸し出しを行っていなかったことと、空調機の改修工事が完了したことから、貸出日数の増が見込めることが主な増額要因でございます。

続きまして、14款の国庫支出金でございます。前年度の951,398千円に対し、今 年度は1.613.672 千円で662.274 千円の大幅な歳入増となっております。補助金の 増額要因としましては、志真志小学校校舎増改築事業及び志真志小学校校舎併行防 音事業費の30年度の年割配分の増や、普天間中学校防音機能復旧事業の工事開始に 伴う補助金の増額が主な要因でございます。次に15款の県支出金でございますが、 前年度 120,736 千円に対し今年度は 131,076 千円で、10,340 千円の歳入増となって おります。志真志幼稚園園舎増改築事業の事業完了による、皆減はありますが、志 真志小学校水泳プール改築や、普天間中学校校舎大規模改造工事等開始による補助 金の増額でございます。次の20款の諸収入につきましては、前年度が570,128千円 に対し今年度30.904千円で、539.224千円の大幅な歳入減となっております。大幅 な歳入減額要因としましては、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の緊急発掘調査事 業において、現場発掘調査作業が完了したことから、平成30年度は、これまでの発 掘調査の遺物洗浄や資料整理が主な業務となり、受託事業内容の減による文化財調 査受託金の歳入減でございます。次の21款の市債でございますが、前年度1,059,900 千円に対し今年度は1,087,600千円で27,700千円の増額となっております。志真志 小学校屋内運動場増改築事業及び志真志幼稚園園舎増改築事業並びに学校給食セン ター建設事業の事業完了による減はあるものの、志真志小学校校舎増改築事業や志 真志小学校屋外教育環境整備事業等により、27,700千円の市債の増額となっており ます。歳入の一番下の段になります、教育関係予算の歳入の合計としまして、前年 度 2,772,340 千円に対し、今年度は 2,934,723 千円で、162,383 千円の増額となり、 29年度に対し5.86%の歳入予算の伸びとなっております。

次に右側の歳出予算でございます。 2款の総務費でございますが、1項の総務管理費の市民会館管理費で前年度が、148,829 千円に対し、今年度は181,395 千円で、32,566 千円の増額となっております。増額要因としましては、市民会館施設整備事業において、大ホールの舞台照明設備機能強化工事や、大ホール集会場の天井崩落防止対策に係る設計業務委託などによる増額でございます。 3項の戸籍住民基本台帳費の3,208 千円の減額につきましては、マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービス開始により、平成30年3月30日をもって、市立博物館窓口での証明書発行業務が終了となることから、その事業費の皆減でございます。10款の教育費、1項教育総務費でございますが、前年度757,031千円に対し今年度は800,546千円で43,515千円の増額となっております。増額の要因としましてはこれまで教育委員会諸雑費の給食職員に係る代替臨時職員の給与は、本庁人事課で予算計上しておりましたが、次年度の平成30年度より、教育総務費へ移管することによる増額でございます。次の2項の小学校費でございますが、前年度が2,492,109千円に対し今年度は3,012,913千円で520,804千円の増額となっております。志真志小学校屋

内運動場増改築事業の事業完了により、403,349 千円の皆減がありますけれども、 志真志小学校校舎増改築事業及び志真志小学校併行防音事業の年割り配分増による 632.182 千円、志真志小学校屋外環境整備事業の工事開始に伴う 193.587 千円、志 真志小学校備品購入に伴う32,840千円、大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改 築事業の事業開始に伴う45,736千円の増額があり、5億円余の増額となっておりま す。 3 項の中学校費でございますが、前年度 473,508 千円に対し今年度は 1,089,782 千円で616,274 千円の、こちらも大幅な増額となっております。主な要因としまし ては、普天間中学校防音機能復旧事業において仮設校舎4ヶ月のリース料や、防音 機能復旧工事による 440.626 千円の増、また普天間中学校校舎大規模改造事業の工 事開始に伴う 105,763 千円の増、さらに真志喜中学校屋外教育環境整備事業の工事 開始による46.049千円の増が主な要因でございます。次の4項の幼稚園費でござい ますが、前年度 727,074 千円に対し今年度は 417,296 千円で 309,778 千円の減額で ございます。この子ども・子育て施設型給付事業において、対象施設数の増及び公 定価格の増に伴い、30,150 千円の増額があるものの、志真志幼稚園園舎が平成 29 年11月末に完了したことによる幼稚園園舎増改築事業、併行防音事業、備品購入費 の3事業の事業完了による減が主な減額理由でございます。5項の社会教育費でご ざいます。前年度が1,182,336千円に対し本年度は681,677千円で500,659千円の 大幅な減額になっております。減額要因といたしましては、西普天間住宅地区跡地 利用推進事業において、西普天間住宅地区の文化財保存整備実施計画策定業務委託 料 12,624 千円の増はございますが、西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業 で、現場の発掘調査が完了したことから平成30年度はこれまでに実施しました発掘 調査の遺物洗浄や資料整理を行うため、委託料で 538,254 千円の減額となっており ます。最後の6項の保健体育費でございます。前年度626,587千円に対し本年度は 565,195 千円で、61,392 千円の減額でございます。真志喜学校給食センターと普天 間第二学校給食センターの解体工事が平成29年度に完了したことによる34,566千 円の減額と、体育振興運営費において、平成29年度の沖縄県民体育大会先島地区大 会が済んだことによる、本市体育協会への補助金18,548千円の減額が主な要因でご ざいます。平成30年度の教育関係予算における歳出の合計としまして、前年度の 6,410,682 千円に対し今年度は6,748,804 千円で、338,122 千円の増額となり、対前 年度に対し、約5.27%の歳出予算の伸びとなっております。以上が第1表の歳入 歳出予算の主な増減理由でございます。4頁をお願いいたします。第2表 債務負 担行為でございます。複数年の契約締結を行うことにより、事務の合理化、効率化 により入札業務に係る公平性を推進する必要があるため、生涯学習課の大型印刷機 賃借料につきまして、平成30年度から34年度までの債務負担を設定するものでご ざいます。

それでは、別冊となっております、平成30年度教育委員会政策事業一覧をご覧いただきたいと思います。平成30年度の教育委員会における政策事業は新規事業が4本、継続事業が28本で新規継続合わせて、教育委員会全体では32本の政策事業を

予定しております。部毎の内訳といたしましては、教育部が19事業、指導部が13 事業となっております。それでは、平成30年度の政策事業の中から新規事業と継続 事業の主だった事業について、事業概要などをご説明申し上げます。まずは表紙を めくっていただきまして、1頁をご覧頂きたいと思います。政策事業の一覧表でご ざいます。表は左側から整理番号、部局名、課名、事業名、それから新規や継続の区 分表示、事業開始年度、事業終了年度、事業概要、事業費の内訳となっております。 それでは整理番号2番の大謝名小学校屋内運動場水泳プール増改築事業からご説明 申し上げます。本事業は、老朽化しております大謝名小学校の体育館と水泳プール の建替えをするための事業で、新規事業でございます。平成30年度に、基本実施設 計業務を行い、平成31年度に体育館と水泳プールを解体し、平成31年度から32 年度にかけて、本体工事を行う計画でございます。平成30年度予算は45,736千円 の予算を計上しております。実施設計費の委託料でございます。次の整理番号3番 の志真志小学校校舎増改築事業、整理番号4番の志真志小学校屋外教育環境整備事 業、それから、整理番号5番の志真志小学校校舎併行防音事業の3事業は、志真志 小学校校舎建替えに係る事業で関連事業でございます。校舎本体工事は平成29年 11月から着手しておりまして、平成31年1月末の完成予定でございます。現在、 基礎工事中でございます。校舎増改築事業で2,007,120千円、屋外教育環境整備事 業で 193,587 千円、併行防音事業で 199,359 千円を、平成 30 年度予算として計上 してございます。整理番号6番の普天間中学校屋外教育環境整備事業は、普天間第 二学校給食センターが、新設されたはごろも学校給食センターへ移転統合されたこ とに伴い、学校給食センター跡地の一部と既設のテニスコートを含めて、普天間中 学校のテニスコートを拡張整備する新規事業でございます。 整備面積が約 1,200 ㎡ で、隣接のユニオン新城店駐車場側の既存擁壁の改修工事を併せて実施する計画で ございます。平成30年度は、5,830千円を計上し、テニスコート整備に係る屋外環 境整備の実施設計を行う計画でございます。整理番号8番、普天間中学校の防音機 能復旧事業で、平成28年度からの継続事業でございます。本事業につきましては、 防衛省補助の防音工事により、昭和58年から昭和61年にかけて整備されておりま した普天間中学校校舎の空調整備や防音サッシの経年劣化に伴う、機能復旧工事を 行い、校舎の環境改善を図るための事業でございます。今年度は校舎のクーラー取 替工事が完了いたしましたので、次年度、平成30年度は、防音サッシの取替工事と 防音仕様に対応させるための校舎の内装改修工事の計画で、床あるいは壁などの内 装工事の計画615,134千円を計上してございます。2頁をお願いいたします。整理 番号9番は、普天間中学校校舎大規模改造事業で継続事業でございます。この事業 につきましては、建築から30年余が経過した普天間中学校校舎のトイレや教室の内 部改修を行い、教育環境の質的向上を図るための事業でございます。平成30年度は、 校舎各階トイレの洋式化とトイレ内部改修工事や、エレベーターの取替工事等を行 う計画で、126,351 千円を計上してございます。続きまして整理番号 10 番は、真志 喜中学校屋外教育環境整備事業で29年度からの継続事業でございます。本事業は、

旧真志喜学校給食センターの跡地に、真志喜中学校のテニスコートを整備し、屋外 教育環境の改善を図るための事業でございます。テニスコート整備面積としまして は、約2,000㎡で、今回のテニスコートの整備と併せて、既存の部室の改修工事を 行う計画で、平成30年度は51,016千円の予算計上をしてございます。整理番号11 番は、市民会館施設整備事業で継続事業でございます。こちらは平成27年度に策定 されております市民会館の保全計画に基づき、市民会館の機能強化とバリアフリー 化を図るための事業でございます。平成30年度は、大ホール及び集会場の天井崩落 防止対策と、大ホール客席照明設備取替の実施設計、大ホール舞台照明設備のLE D化工事を行い、市民会館の機能強化と省エネ化を図って参りたいと考えておりま す。平成30年度の事業費につきましては、72,423千円を計上してございます。4 頁をお願いいたします。整理番号23番、コミュニティ・スクール導入推進事業で新 規事業でございます。事業概要でございますが、子どもたちを取り巻く環境や学校 が抱える課題は、複雑化、困難化しております。学校と地域の連携、協働が重要で あります。コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校」づくりの仕組みづ くりであり、事業を推進することにより、学校と地域が当事者意識を持って子ども たちの成長を支えていく学校づくりを目的としております。平成30年度は、協議会 委員の報酬や先進校視察に係る旅費等を計上し、はごろも小学校と宜野湾中学校で 導入していく計画でございます。整理番号25番、宜野湾市中学校短期海外留学派遣 事業は平成16年度からの継続事業でございます。事業概要でございますが、ご承知 のとおり、「創造性、国際性に富む人材の育成」を図るため、市在住の中学生に短期 海外留学の機会を与え、生活体験をとおした異文化理解と実践的コミュニケーショ ン能力の向上を図り、国際的な視野の育成に資することを目的とする事業でござい ます。平成30年度は、財源内訳にもございますとおり、その他の財源「ふるさとチ ョイスガバメントクラウドファンディング」を活用し、派遣費補助を、これまでの 半額補助から全額補助とすることから、昨年度より 5,922 千円を増額し、8,961 千円 の事業費でございます。ちなみに一人当たりの補助費の額としましては、822,600 円、予定人数は10名でございます。最後の頁、5頁をお願いいたします。整理番号 27番、普天間中学校備品購入事業で、新規事業でございます。普天間中学校校舎改 修に伴い、平成30年度は家庭科教室の被服実習台や教師用裁縫机等の備品購入を予 定し、事業費は3,210千円でございます。以上が、平成30年度の教育委員会におけ る政策事業32事業のうち、新規4事業と主な継続事業の概要でございました。新年 度予算の説明といたしましては、歳入歳出ともに今年度と新年度の比較増減の主だ った要因と、政策事業の概要説明により予算の説明とさせていただきました。ご審 議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いい たします。大城委員。
- ○大城進 委員 本当にお疲れ様です。2頁で、歳出6,748,804千円と、歳入2,934,723 千円という数字を3頁の歳入歳出予算表で確認いたしました。そこで、右側の歳出

を中心に質疑、確認したいと思います。まず教育費の 6,567,409 千円という数字を受けて、内訳の小学校の 520,804 千円が増ということですが、これについては志真志小学校関連工事とお聞きしております。中学校については 616,274 千円増で、内訳は普天間中学校関連工事ということです。これはすべてハード事業でありまして、社会教育費については、500,659 千円の減額がされております。これについては、左側のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の現場発掘作業完了に伴う歳入減が関連していると確認しました。そこで質問ですが、幼稚園費が 3 億円余り減額されています。これについても、このようなハード関係でしょうか。ご説明をお願いします。

- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 歳出 10 款教育費、4 項幼稚園費で、3 億円余の減額でございますけれども、実は増額要因も若干あります。子ども子育て施設型給付事業においては、対象施設の増と公定価格の増が相まって、30,150 千円の増額があります。一方で、3 億円余の減につきましては、志真志幼稚園が、ご承知のとおり先の11 月に完成しまして、そのハード整備事業に係る事業費と備品購入がすべて完了しましたので、本体工事、防音工事、それから備品購入、この3事業が完了したことによる皆減で、これだけの減額になったということでございます。
- ○大城進 委員 分かりました。
- ○知念春美 教育長 他にございますか。諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 別冊平成30年度教育委員会政策事業一覧の2頁9番ですが、普天間中学校校舎大規模改造事業とあり、築後約30年経過に伴い、とあります。今までは、学校は大体30年ぐらい経てばもう完全に取り壊して建てなさい、というのがほとんどでしたけれども、普天間中学校はこのような大規模改造ということですが、どのような設計になっているのか。もう少しご説明お願いします。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 政策事業一覧の整理番号9番、普天間中学校校舎大規模改造ですが、普天間中学校につきましては、防音工事も、今年度29年度はクーラー取り換えも完了しています。このような改修工事に至った経緯を説明します。普天間中学校の校舎は昭和56年の新耐震以降の建物でございます。今の耐震基準には適合した校舎で、確かな数字は今、記憶していませんが、平成25、26年あたりに、耐力度調査が行われました。これは文科省が、校舎の建て替えをする補助基準を確認するための調査なのですが、その調査の際に、使用部材の駆体の状態が良く、現時点での建て替えの補助は出来ないという結果が出ましたので、改修工事という計画を立ているということでございます。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 今の説明で言うと、建て替えるには、今後はかなりコストダウンできるということですか。
- ○知念春美 教育長 教育部長。

- ○島袋清松 教育部長 実は学校の校舎を建て替えるには、30億ないし40億程かかります。これは建て替えの場合でこれだけかかるのですが、この大規模改造につきましては、防衛の補助を受けます。補助率も高く、9割補助があります。そういう意味からすると、市の負担はかなり軽減でき、事業費も3分の1程度圧縮されるのではないか、という推測をしております。
- ○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 分かりました。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。
- ○平良明子 委員 今の質問に関連して、東日本大震災の後に耐震のことで、多方面 からチェックが行われましたが、この普天間中学校に関しても、その後のチェック において耐震の方は、大丈夫であったと理解してもよろしいですか。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 実は今、平良委員がおしゃっています新しい耐震基準というのが、昭和 56 以降の基準です。おそらく、今も記憶にあるかと思いますが、平成19 年に建築士による耐震偽造事件がございました。それ以降の平成21 年度に、実は今の耐震基準の、基準を変えた訳ではなくて、構造計算の手法を厳格化しました。その基準で行った場合のものと、新耐震後のものとは、若干違いはしますが、国はこれを進めて再チェックするとなると、大きな混乱が起きてしまうということで、見なし規定で、その耐震偽装以降の基準にも合っているという見なしをしなさい、という規定に基づいて適合している校舎でございます。
- ○知念春美 教育長 平良委員。
- ○平良明子 委員 震災後もその同じ基準ということですか。
- ○知念春美 教育長 島袋教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 基準に適合した校舎、ということでございます。
- ○知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 委員 6番の普天間中学校テニスコートと、10番の真志喜中学校テニスコートについて、給食センターの移転改築に伴いセンター跡地を活用することに対して教育委員会が子ども達の施設に跡地を利用するというこの活動に、大半の教育委員が大変大きなことだと感じております。そこで質問ですが、普天間中学校の擁壁部分は少し崖ぶちです。そこの所はどのようなかたちになりますか。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 ただ今の石川委員の整理番号6番、普天間中学校の屋外教育環境整備事業、これにつきましては、現普天間中学校のテニスコートが新城ユニオンの隣接した所です。テニスコートとしてはスペースが非常に狭隘ということで、普天間第二学校給食センターの跡地を全部ではなく、一部活用します。一部活用して整備をしますが、今おっしゃっている擁壁については、元々そこはだいぶ窪地だったらしいです。私は以前の地形は分かりかねますが、以前の現擁壁は埋土になっていてきちんとした地層に達さない状態で築造されており、地盤が沈下している状

況であります。地層が20メートルぐらい下にあるようでして、これのやり替えとして杭で支持層を作って新たな擁壁の築造をしていくということでございます。テニスコートは正式な2面ではございませんが、男女が分かれてそれぞれが練習できるように一応2面整備をする予定でございます。

- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 議案書の57頁と58頁と別冊資料の3頁、教育部の文化課関連で質問します。西普天間地区の発掘作業が滞りなく終えたと、お聞きいたしました。また、この別冊政策事業の整理番号16、17の事業で、これらを保存していくという目的は、非常に大事なことであります。しかし、これからの時代は、保存も大事ですが、活用も大変重要になってきます。次世代に、遺跡等をいかに活用させ、周知、理解を深め、市民お互いが宜野湾市地域の中に遺跡等があるということを、そしてまた、これらを契機として、人材育成に繋げていくことが必要であると思います。この16、17の事業の中に、児童生徒への啓蒙、というところは入っていますか。読んでみますと、知見、つまり専門、文化財の整備活用について、深い知見のある専門家の意見や、指導等を取り入れ、と書いてありますが、どのような考えでしょうか。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 政策事業綴りの3頁の16と17です。西普天間跡地からの文化財の発掘調査関連事業でございますけれども、30年度の予算につきましては、まず16番について、これまで発掘した調査の遺物洗浄、報告書作成に向けた事業費でございます。17番については、跡地利用計画に整合させた文化財の保存計画書を作成する予定です。今おっしゃっている児童生徒への啓蒙、啓発についての予算を直接ここに計上はされてはおりませんが、ただ、歳出予算を伴わない方法で今後も引き続き子ども達には、学校からの要望があれば現場での説明会等は開催していきたい、ということで原課では計画しているようでございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 分かりました。前にも申し上げましたけれども、やはりこの西普天間地区が返還されるという時に、我々委員として立ち会えましたので、是非、この機会に子ども達への周知等を進めて欲しいと思います。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。
- ○平良明子 委員 昨日か今日ラジオで聞いたことで、子どもに対しての利活用をどのようにするかという話だったのですが、大人の方でもそういう考古学や遺跡に興味を持っている方もいらっしゃるようです。子どもへの利活用もですが、例えば、ボランティアでそういう遺物洗浄を、もちろん専門家立会で企画するのはどうでしょうか。ボランティアなのでお金もかからないですし、プラス市民への周知にも繋がると思います。おそらく、現場の方からそのようなアイディアもあると思うのですが、今、皆さんいらっしゃるのでお伝えしたいなと思ってお話聞いていました。どうぞ、児童生徒だけでなく市民にも、もし参加が可能なものがあれば参加しつつ

触れて頂くような機会があると、より一層広まるのではないかという印象を持ちま した。

- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 ありがとうございます。平良委員のご提言のように、子ども 達だけではなく、一般市民の方々にそういう機会を提供できるような方法が、30年 度以降できれば、またそれに向けての調査研究をしてまいりたいと思います。
- ○知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 委員 歳出6項の保健体育費の減額ですが、沖縄県民体育先島地区大会が済んだことによる市体育協会への補助金減額が要因で予算減ということが分かりました。補助金というのは、市PTA連合会や、体育協会等、色々な補助金があります。何年か前に何%かで補助金を減額していくという話がありましたが、今の現状は具体的に補助金の額等、どのような状況ですか。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 ただ今の市体協や指定団体に対する市からの補助金でございますけれども、石川委員がおっしゃるように、確かに平成26年度に一律4%の補助金カットがあったようです。それ以降は安定して同額で、26年度以降の額で交付はされているようでございます。
- ○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。大城委員。
- ○大城進 委員 別冊資料の4頁、政策事業の23番と24番について、これはよくやってくれたと思います。その立場からお聞きしたいと思います。指導部によるコミュニティ・スクール導入で、全国的に導入時期とはいえ、よく踏み切った、ということで、30年度はこの事業をどの程度、どの範囲で、いわゆる試行的にやるのか。本格実施するのか。コミュニティ・スクール導入推進事業について、説明いただければと思います。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 コミュニティ・スクールは、30年度から実際に実施いたします。今日この後、議題として、規則について提案し、それから規則を制定し、先ほど教育部長からありましたとおり、今年度については、宜野湾中学校とはごろも小学校において実際に動かします。31年、32年度は、その成果を見ながら、増やしていくということで実際に進めてまいります。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 本格実施ということですので、是非、頑張って頂きたいです。そして、24番小学校英語教育課程特例校事業について、これまで半額補助だったものを、全額補助に踏み切るということですが、私は英断だと思っています。これについては、宜野湾市のこれまでの1つの事業を拡大するという、とても良い事業だと思います。
- ○知念春美 教育長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「平成30年度 宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて「平成30年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について」を終了いたします。休憩します。
- ○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程3「議案第6号 平成30年度課 長級嘱託職員の人事選考について」を議題といたします。本議案は人事に関する案 件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。審議を非公開といたしますことにご異議ございませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程3議案第6号は、非公開といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。
- ○島袋清松 教育部長 それでは議案書の別冊3頁をお開き下さい。 議案第6号「平成30年度課長級嘱託職員の人事選考について」

平成30年度課長級嘱託職員の人事選考について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号に基づき教育委員会の議決を求める。平成30年3月28日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。平成30年3月31日付けで宜野湾市はごろも学習センター所長が退任するため、後任人事について教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。

<非公開審議>

- ○知念春美 教育長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「平成30年度課長級嘱託職員の人事選考について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて、「平成30年度課長級嘱託職員の人事選考について」を終了いたします。

- ○知念春美 教育長 続きまして、日程4「議案第7号 宜野湾市教育委員会の権限 に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 議題第7号から第9号につきましては、先に宜野湾市の幼稚園と保育事務の一元化の取り組みについて、概要をご説明いたします。本日、お配りしました宜野湾市幼保事務一元化の取り組みについて、資料をお願いします。「議案第7号 資料」をご覧ください。「宜野湾市幼保事務一元化の取り組みについて」でございます。

それでは、ご説明いたします。国においては、平成24年8月に子ども、子育てを めぐる様々な問題を解決するため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。平 成27年4月には、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の 向上を進めていくことを目的として、「子ども・子育て支援新制度」がスタートいた しました。幼稚園と保育所は同じ制度の基で運営されることとなり、幼稚園と保育 所の機能を併せ持った「認定こども園」の普及が図られることになりました。本市 においても平成27年度から、幼稚園と保育所の事務の一元化について、こども企画 課を中心として、調査・研究が開始されました。平成28年度には、市民の利便性向 上を図るため、こども企画課、保育課、行政改革室、教育委員会学務課、指導課等 による幼保事務一元化連絡会議が設置されました。また、幼稚園と保育園の入園受 付窓口を一本化する、保育・幼稚園入園受付の合同実施を行い、市民の利便生向上 のための取り組みを開始いたしました。平成29年度には、保育・幼稚園入園受付の 合同実施を引き続き行うとともに、連絡会議にて、事務一元化の内容について最終 決定いたしました。具体的には、平成30年度から幼稚園に関する入退園の手続きや 保育料の認定や徴収、施設型給付費等が福祉推進部子育て支援課へ移管することに なります。移管する事務につきましては、次の頁をお開きください。1は、教育委 員会より移管する事務の一覧でございます。2は、平成29年度改正を予定しており ます規則や規程の一覧でございます。今回、幼稚園事務一元化に伴う事務整理が完 了したことを受けて、関連する規則等を改正するものでございます。

それでは、議案書71頁をお開きください。議案第7号。

「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」

宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年3月28日 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。幼稚園と保育に関する事務を一元化し、市民の利便性向上と業務の効率化を図り、これまで以上に質の高い、教育・保育サービスを提供するため、幼稚園に関する事務の一部を平成30年度より福祉推進部へ移管することから、規則の一部を改正する必要があるためでございます。次の頁をお開きください。

宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、別冊の新旧対照表にてご説明申しあげたいと思いますので、新旧対照表1頁をお開きください。新旧対照表の左側が現行で、右側が改正案になります。まず第2条の改正でございます。条見出し 補助執行事務「第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、」の「次の表」を「別表」に改め、同条の補助執行事務の表を削り、別表へ改める改正でございます。第2条に規定されております補助執行事務に第2項、宜野湾市立幼稚園に関する事務について、第1号から第5号までの事務を追加しております。第1号 幼稚園の通園区域に基づく指定園変更及び区域外就園に関すること。第2号 幼稚園の入退園等に関すること。第3号 幼稚園の預かり保育の許可に関すること。第4号 幼稚園保育料及び預かり保育料に関すること。第5号 幼稚園保育料の減免に関すること。

これらの事務の補助執行職員として、福祉推進部長及び福祉推進部に属する職員とする表の追加になります。議案書 72 頁に戻って頂きまして、附則でございます。 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第7号「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する 規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げ、ご審議の程、よろしくお願 い申し上げます。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いい たします。石川委員。
- ○石川正信 委員 資料の中で一元化の取り組みということで、やはり、平成27年度で新制度をスタートした時に、こども企画課、保育課、行政改革室、学務課、指導課で、説明にあるような調査・研究がスタートをして、このように事務的一元化したというところは、大変素晴らしいことだと思います。実際にはどのような感じになるのですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 副市長との調整会議等がございまして、まずは、子ども・子育て支援新制度がスタートをして、市町村が実施主体となる中、認定こども園ありき、という考え方ではなく、宜野湾市としてどのような在り方が良いのか、ということを調査・研究していきましょうということです。それに先立って、保護者の利便性等々を考えた時に、まず事務の一元化を始めていこうという指示がありました。一方で、宜野湾市には認定こども園になっている施設等ございます。しかし、そのことだけで、すぐ認定こども園ありき、で進んでいく考えは今のところございません。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。
- ○平良明子 委員 質問というより、感想を述べさせて頂きたいと思います。以前の 定例会でもこの幼保一元化に関連して、窓口を統一させるという報告や話をした経 緯があると思いますが、保護者の方が役所の中で、あっち行ったり、こっち行った りというのが解消されることが、まずは一番良いなと思いました。やはり、今回は

- 一元化に向けて、規則をしっかり変えていくことで、整理がついて良かったと思っております。ありがとうございます。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですの で、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を終了いたします。
- ○知念春美 教育長 続きまして、日程5「議案第8号 宜野湾市教育委員会の組織、 事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本 件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 それでは、議案第8号「宜野湾市教育委員会の組織、事務分 掌等に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。お手元 の議案書 73 頁をお開きください。

議案第8号 「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」

宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年3月28日提出 宜野湾市教育委員会教育長 知念 春美。

提案理由でございます。幼稚園と保育に関する事務を一元化し、市民の利便性向上と業務の効率化を図り、これまで以上に質の高い、教育・保育サービスを提供するため、幼稚園に関する事務の一部を平成30年度より福祉推進部へ移管することから、規則の一部を改正する必要があるためでございます。では、規則改正についてご説明いたします。議案資料6頁をお開きください。この規則は、教育委員会の組織、事務分掌等に関し必要な事項を定めており、7頁の第4条で、事務局の分掌事務は別表第1に、教育機関の分掌事務は別表第2に、各課の事務の概要を定めております。12頁をお開きください。今回は、別表第1の学務課に関する事務の概要を改正することとなっております。それでは改正内容につきましては、別冊の新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表2頁をお開きください。別表第1 指導部学務課の第2項、第5項、第6項に関しては、学校教育法及び同法施行令に定められている「児童生徒」の文言に字句を改めております。第4項については、「学

齢児童、生徒」を、学校教育法第18条に定められている「学齢児童又は学齢生徒」に字句を改めております。「第10項 幼稚園就園奨励費に関すること」については、福祉推進部へ事務を移管するため削除し、以下の項を繰り上げております。第11項、第13項、第16項は法制執務上の字句の改めを行っております。3頁をお開きください。「第18項 幼稚園保育料の徴収に関すること。」は福祉推進部へ事務を移管するため削除し、以下の項を繰り上げております。第19項、第22項については、学校教育法第1条に、幼稚園、小学校、中学校は、「学校」と定義されておりますので、字句を改めております。20項、21項、22項は法制執務上、字句を改めております。それでは、議案書に戻っていただき、75頁をお開きください。附則でございます。附則。この規則は、平成30年4月1日から施行する。

以上が、議案第8号「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願い いたします。大城委員。
- ○大城進 委員 黄色の別冊、新旧対照表の2頁で、現行では「児童、生徒」とコンマがついています。一方で、新旧対照の改正案では、「児童生徒」という、コンマは抜いた記載になっています。これが新しい記載の方法でしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 学校教育法第 18 条の定めに応じて、「児童生徒」という書き 方に合わせたということでございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 意味は分かりますが、点、コンマは抜くというかたちでよろしいですね。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 その通りでございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 別件で、緑色の議案資料7頁ですが、そこに、「宜野湾市立はごろも学習センター」と記載されています。私、はごろも学習センターにおりましたので、助言しますが、正式名称は、「宜野湾市はごろも学習センター」です。「立」は取ったほうがいいです。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 今の件、ご指摘がありました。「宜野湾市立はごろも学習センター」は、「宜野湾市はごろも学習センター」と訂正させて頂きます。
- ○知念春美 教育長 ご指摘ありがとうございました。質疑も尽きたようですので、 質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。

- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を終了いたします。
- ○知念春美 教育長 続きまして、日程6「議案第9号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 それでは、「議案第9号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁 規程の一部を改正する訓令について」をご説明申し上げます。お手元の議案書76頁 をお開きください。

議案第9号 「宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」

宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を次のように改正したいので、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委 員会の議決を求める。平成30年3月28日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知 念 春美。

提案理由でございます。幼稚園と保育に関する事務を一元化し、市民の利便性向 上と業務の効率化を図り、これまで以上に質の高い、教育・保育サービスを提供す るため、幼稚園に関する事務の一部を平成30年度より福祉推進部へ移管することか ら、訓令の一部を改正する必要があるためでございます。では、改正についてご説 明いたします。議案資料 16 頁をお開きください。この訓令は、教育委員会教育長の 権限に属する事務について、専決及び代決等に必要な事項を定めております。今回 は、17頁の第5条第1項の共通専決事項の別表第1と、同条第2項の個別専決事項 の別表第2について改正することとなっております。19頁の別表第1の共通専決事 項の財務に関する事項と、飛んで26頁から29頁までの別表第2の個別専決事項の 指導課、学務課、青少年サポートセンターに関する事項の改正となります。それで は、新旧対照表の4頁をお開きください。別表第1では第5条、教育長から課長ま での共通専決事項を定めた表となっており、財務に関する事項の項中 「第15項 予 定価格を決定すること。」の「予定価格」の次に「及び最低制限価格」の字句を加え る改正でございます。次に、別表第2個別専決事項、指導課の項中「第22項 児童、 生徒の出席停止に関すること。」の「児童、生徒」を学校教育法及び同法施行令に定 められている「児童生徒」の文言に字句を改めております。「第23項 児童教科用 図書に関すること。」及び「24 項 学校給食の指導に係る事務処理に関すること。」

の専決事項の区分欄に字句を追加する改正でございます。同じく、別表第2個別専決事項、学務課の項中第2項、第3項、少し飛んで、第9項、第10項は、「児童生徒」の文言を先ほどご説明申し上げましたが、第22項と同様に字句を改めております。第5項、第6項は、法制執務上、字句を改めております。「第11項 幼稚園児の保育料等の減免認定に関すること。」は福祉推進部へ事務を移管するため削除し、以下の項を繰り上げております。第12項、第13項は専決事項の区分欄を改正しております。また、第12項、第14項、第15項、第16項は、実務に基づいた専決事項とするため、字句の改めを行っております。「第17項 保健、給食資料の調査及び収集に関すること。」は、第14項で包含されているため削除し、以下の項を繰り上げております。続きまして、青少年サポートセンターの項についてでございますが、指導課、学務課と同様に専決事項を見直し、区分欄に字句を加える改めとなっております。議案書79頁に戻っていただき、附則でございます。

附則。この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

以上が、「議案第9号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する 訓令について」ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の 程、よろしくお願いいたします。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いた します。石川委員。
- ○石川正信 委員 1点質問がございます。この「重要なもの」という文言というのは、どのような解釈をすればよろしいのでしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 教科用図書に関することの「重要なもの」とは、いわゆる教 科書採択に係るものでございます。「軽易なもの」というのは、いわゆる教科書に関 する事務手続き等、だと認識しております。
- ○石川正信 委員 いくつか「重要なもの」という文言が入っていますが、それぞれ の重要なもの、というのは、本来なら課長級決裁だったものを、担当部署が判断して、「重要なもの」をあげていくのか。ここのところが少し分かりにくい。
- ○知念春美 教育長 今の指摘に対して、指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 これにつきましては、今まで左側に当然入っているべきものが、入っていなかったので、新たにこれを、この機会に見直してつけ加えたということでございます。
- ○知念春美 教育長 石川委員、今の説明でよろしいでしょうか。
- ○石川正信 委員 確認です。了解です。
- ○知念春美 教育長 諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 今の件ですが、この「重要なもの」と判断されるのは、教育長が 判断するということでよろしいでしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 その通りでございます。

- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 新旧対照表の4頁22番を、確認したいと思います。児童生徒の出席停止。括弧、性行不良とあって、新旧で比べてみると、字句は全く一緒なんですけど、 ○が右側についていますね。その上で、これを含めて字句の改めと捉えてよろしいでしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 これも先ほど申し上げましたとおり、本来入っているべきものが、入っていなかったので、正式に今回の改訂でしっかり見直してつけ加えたという理解でよろしいかと思います。
- ○知念春美 教育長 「児童生徒」というのと、「○」が打たれたという、2点の字句 の改めということでよろしいですね。大城委員。
- ○大城進 委員 通常、出席停止に関しては学校長が保護者に対して行いますが、そ の報告を教育委員会が受けて判断するということでよろしいですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 その通りでございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 出席停止については、教育委員会が判断するということですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 はい、そうです。最終的に判断するのは教育長ということで す。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑 を終わりと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を 採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。 これにて、「宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」 を終了いたします。
- ○知念春美 教育長続きまして、日程7「議案第10号 宜野湾市学校運営協議会規則 の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 それでは議案書80頁をお開きください。 議案第10号 「宜野湾市学校運営協議会規則の制定について」

宜野湾市学校運営協議会規則を次のように制定したいので、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求め る。平成30年3月28日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本市はコミュニティ・スクール(地域協働学校)を導入するため、学校運営協議会の設置及び運営に関する規則を制定する必要があるためでございます。次の81頁をご覧ください。宜野湾市学校運営協議会規則でございます。

趣旨。第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規程に基づき学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

協議会の目的。第2条第1項 協議会は、宜野湾市立学校設置条例に規定する小学校及び中学校(以下「学校」という。)の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画と協働を推進することにより、学校、保護者、地域住民との信頼関係を深め、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。第2項 協議会は、児童生徒の豊かな学びを支え、生きる力を育み、市民協働による地域とともにある学校づくりに取り組むものとする。

設置。第3条第1項 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。第2項 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。第3項 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長(以下「校長」という。)対象学校に在籍する児童生徒の保護者(以下「保護者」という。)及び対象学校の所在する地域住民(以下「地域住民」)という。)の意見を聴くものとする。第4項 第1項の規定により協議会を設置した学校を、地域協働学校と呼称する。

学校運営に関する基本的な方針の承認。第4条第1項 校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。第2項 校長は、前項の規定により承認された学校運営に関する基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

学校運営等に関する意見の申出。第5条第1項 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。第2項 協議会は、第2条に定める協議会の目的を踏まえ、対象学校の教職員(以下「教職員」という。)の任用等について、教育委員会を経由し、沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。第3項 協議会は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

学校運営に関する評価。第6条 協議会は、毎年度1回以上対象学校の運営状況 等について評価を行うものとする。

住民の参画の促進等のための情報提供。第7条第1項 協議会は、対象学校の運営について、地域住民の理解、協力、参画が推進されるよう努めるものとする。第2項 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議会の結果について、地域住民へ積極的に情報を提供するよう努めるものとする。

委員の委嘱等。第8条第1項 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。ただし、校長は委員となり、他の委員を推薦するものとする。第1号 校長。第2号 保護者。第3号 地域住民。第4号 教職員。第5号 学識経験者。第6号 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者。第2項 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

守秘義務等。第9条第1項 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。第2項 委員は、前項及び法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。第1号 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。第2号 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。第3号 その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

任期。第10条第1項 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。第2項 第8条 第2項の規定により、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び副会長。第11条第1項 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、校長及び教職員は、会長となることができない。 第2項会長は、協議会を代表し、会務を総理する。第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議。第12条第1項 協議会は、会長が校長と協議の上、会議を招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。第2項 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。第3項 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。第4項 議事について、利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。ただし、協議会において認めたときはこの限りではない。第5項 会長は、会議において校長に報告及び説明を求めることができる。第6項 会長は、必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。第7項 会長は、会議録を作成し、保管するものとする。

協議会の適正な運営の確保。第13条第1項 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。第2項 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めるものとする。第3項 協議会は、教育委員会に対して、協議会の運営状況等について報告を行うものとする。

委員の解任。第14条第1項 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。第1号 委員が第8条第1項各号に規定する者に該当しなくなったとき。第2号 委員本人から辞任の申出があった場合。第3号第9条の義務に違反した場合。第4号 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。第5号 その他解任に相当する事由が適当と認められるとき。第2項 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、教育委員会に報告しなければならない。第3項 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

庶務。第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

委任。第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

以上、ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いい たします。石川委員。
- ○石川正信 委員 規則の81頁の設置、第3条の4項で、「第1項の規定により協議会を設置した学校を地域協働学校と呼称する。」とあるのですが、この設置した学校は、どのような申請手続きが行われて、呼称とするのか。どんなですか。
- ○知念春美 教育長 指導部次長。
- ○伊佐英明 指導部次長 ただ今の石川委員のご質疑にお答えいたします。宜野湾市では、コミュニティ・スクールを「地域協働学校」というような名称で考えております。コミュニティ・スクールというのは、そもそも、学校運営協議会を設置している学校をいうことでございます。要するに学校運営協議会を設置している学校を、コミュニティ・スクールという名称を用います。宜野湾市では、宜野湾市教育大綱や、教育振興基本計画の中で、地域ぐるみで子どもの成長を支える環境づくりを推進していることから、コミュニティ・スクールという名称を地域協働学校という名称にしたい、という方針を持っておりまして、これを総合教育大綱の中でも市長に提言し、了解をいただいております。地域協働学校は、保護者や地域の皆さんが役割分担し、それぞれが当事者意識を持って主体的に学校運営へ参画する制度ということになります。
- ○知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 委員 名称は「地域協働学校」であるということは理解できました。も う一点、この設置した学校は、どのように教育委員会が判断していくのですか。例 えば今回、はごろも小学校と宜野湾中学校が、協議会を設置していき、計画等を作 成し、設置できたら教育委員会に報告するのですか。それとも、申請書を出すので すか。
- ○知念春美 教育長 指導部次長。

- ○伊佐英明 指導部次長 申請する必要はございません。教育委員会の方から、主導 して一緒に立ち上げていくというかたちになります。
- ○知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 委員 教育委員会が主導し、認めた時点で、地域協働学校と呼称するということになるのですね。分かりました。
- ○知念春美 教育長 他にございますか。諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 82 頁の委員の委嘱に関することですが、教育委員会が委嘱又は任命するということですけれども、「ただし、校長は委員となり、他の委員を推薦する」とあります。つまり、校長先生が委員を決めて、教育委員会がそれを追認し、認めるという判断でいいですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 校長の推薦を受けて、教育委員会で協議して任命する、という任命又は委嘱ということになります。
- ○知念春美 教育長 他にございますか。平良委員。
- ○平良明子 委員 コミュニティ・スクールが宜野湾市でも次年度から始まるという ことで、「地域協働学校」という呼称と、宜野湾市学校運営協議会規則については、 今承認を受けると、実際に制定され、運営されるということですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 その通りでございます。
- ○知念春美 教育長 平良委員。
- ○平良明子 委員 作成ありがとうございました。今までぼんやりとしていたものが、 少しずつ明らかになってきて、実際、運営される方や教育委員会とも一緒にやって いく上でも、様々なことが整理されて良かったと思っております。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 最後の84頁、庶務についてですが、「協議会の庶務は対象学校において処理する」とありますが、具体的にはどこの事務が処理するのですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 その運営協議会を持った学校が、その学校内でどのようなか たちでいくのかを決めていくことになります。
- ○知念春美 教育長 諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 学校長が判断していくということですか。分かりました。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。
- ○大城進 委員 まず、第6条に、学校運営に関する評価、というのがありまして、 協議会は毎年度1回以上対象学校の運営状況等について評価を行うものとするとあ ります。これは具体的にどのようなイメージをもてばよろしいでしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。

- ○甲斐達二 指導部長 具体的にはPDCAサイクルで回すという理念がございまして、この協議会がこのような話し合いをして、こういう協議をしたということを、自己評価し、これを教育委員会に報告するということでございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 私は、学校の取組等の、新たに打ち出した方針についての評価かと 思ったのですが、それではないということですか。運営状況に対する評価ですか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 先ほど申し上げたとおり、この全体のPDCAを含めた評価であり、実行したことについての自己評価も含めて報告いたします。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 運営状況を中心として考えてよろしいでしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 はい、そうです。
- ○知念春美 教育長 全体ということでよろしいですね。大城委員。
- ○大城進 委員 もう1つ、第8条で、委員の委嘱等とありますが、第1号から第6号まで該当者が書かれております。この該当者以外に、教育委員会の指導主事等は必要ないのか、これは第6号で含まれているのか、というあたりを説明お願いします。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 今、ご指摘のありました教育委員会指導主事等は、その第6号に含まれている、と考えて結構です。そのため、任命するという言い方がされております。委嘱又は任命の「任命」は、行政職の方々が委員に入った場合に、その言葉を使いますので、そういう表記をしています。従って、教育委員会指導主事を入れる場合は第6号の中に含まれております。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 この協議会の中には、教育委員会も具体的な参加があり得るとする と、どういうかたちで考えていますか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 参加もあり得る、というご理解でよろしいかと思います。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 83 頁の 11 条で、協議会会長は校長及び教職員はできない、となっています。委員の序列からしたら、保護者が会長になると捉えていいのか、それかPTA会長が兼任しても問題ないのか。PTA会長が協議会の会長になるのをイメージされている、ということでよろしいですか。
- ○知念春美 教育長 指導部次長。
- ○伊佐英明 指導部次長 諸喜田委員のご質疑で、校長及び教職員は対象にならない、 ということですけれども、学校運営協議会制度の中で、機能が三つあります。その 中の1つに、校長が作成する学校運営の評価書の承認というのがございます。学校

長が会長になったら、自分が書いたものを自分が承認するというのは、不具合が生じるので、あくまでも委員としての立場で他の委員の意見を聴きながら、学校運営に取り組んでいくということです。

- ○知念春美 教育長 諸喜田委員。
- ○諸喜田徹 委員 もう一度お伺いしますが、第8条委員の項目で、保護者が2番目 にきています。保護者が代表になるというと、PTA会長が会長になるイメージで 考えてよろしいですか。PTA会長以外に、会長になる可能性もあるのかというと ころでお聞きしております。
- ○知念春美 教育長 指導部次長。
- ○伊佐英明 指導部次長 それはございます。この学校運営協議会という目的が、地域が学校づくりに参画することでございますから、やはり地域の方が代表となることが、ふさわしいと思っております。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。
- ○大城進 委員 私からも同じく委員のところで、少し理解を深めたいと思います。 まず、第4号で教職員、と書いてあります。この教職員とは、対象学校の職員と考 えておりまして、その中でたとえば行政として、委員会として、この地域連携担当 教員みたいなものを考えているかどうか。或いは、これは学校に任せるということ か。教頭や、生涯学習担当とか、少しイメージはありますが、そのあたり説明お願 いします。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 各学校には地域連携担当、地域連携推進教諭という名称で担当を配置してございますので、基本的には、その先生を配置することも考えています。
- ○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質 疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市学校運営協議会規則の制定について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。 これにて「宜野湾市学校運営協議会規則の制定について」を終了いたします。本日 審議いたしました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろし いでしょうか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 以上をもちまして本委員会に付議されました案件の審議は終了 いたしました。本日の会議はこれにて閉会いたします。大変、お疲れ様でした。